

## 第9回長野地方裁判所委員会及び第9回長野家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成17年12月22日午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

長野地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員) 小林邦一, 菅生喜美, 武田芳彦, 中山隆夫 (家裁委員兼務), 宮下敏子, 室井和弘, 米田保晴

(家裁委員) 土屋準, 中山隆夫 (地裁委員兼務), 花岡圭子, 松岡英子, 向田久美子, 米窪千加代

(50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官, 桂木正樹家裁上席裁判官, 久保田三樹民事首席書記官, 太田雅己刑事首席書記官, 柳沢恒夫首席家庭裁判所調査官, 桂裕家庭裁判所首席書記官, 高橋淑晃刑事訟廷管理官, 恩田剛検察官, 大澤巖斗検察官, 竹内永浩弁護士会会長, 山崎勝巳弁護士, 飯田武寛弁護士

### 4 議事

- (1) 開会の言葉 (総務課長)
- (2) 米田委員, 土屋委員及び室井委員の紹介
- (3) 第3回裁判員模擬裁判の実施報告 (桂木正樹家裁上席) [別紙1のとおり]
- (4) 検察官からの報告

○ 今回初めて模擬裁判に検察官役として参加した。裁判員の休憩時間が短いことが気になったが, 2日間というタイトなスケジュールの中で行っているため, やむを得ないところもある。裁判員を時間的に拘束するという問題も

あるとは思われるが、もう少し日程に余裕があるといいと実感した。

(恩田検事)

(5) 弁護士からの報告

- 準備期間がなかったため、弁護士二人で分担して準備をした。意見の交換や資料の送付はメールで行ったが、相手を作った書面を十分に検討する時間がなかったため、終わってみて反省する所があった。もう少し準備の時間があると良かった。

(飯田弁護士)

(6) 討議 (裁判員模擬裁判についての感想)

- 今回は犯人性を争うものを題材にした。

新たな題材にすると、読み込むだけで検察官や弁護人も負担が大きいので、今まで行った題材を、例えば、別の裁判官、弁護人というような構成にして再度行ってみると、それぞれの負担も減るし、地裁委員や家裁委員も内容を知っているから、どこがどう変わったか実感しやすいと思う。今までは法曹三者が感覚をつかむためにやっていたが、今までに行った題材について、目的を事前に決めて、そこを特に見てもらう方法も一つのやり方ではないか。

裁判員の選び方を徐々に一般国民に近づけ、3回目は、裁判員としてのやりがいを広報してもらうために検察審査員経験者二人を、それぞれの立場からの意見を聴取することを目的として、商工会議所、教育委員会、連合婦人会、大学生から各一人を選出した。一般公募をしている庁も出てきているが、私自身としては、あと一、二回は戦略的な選定の仕方も考えられると思う。

評議の際に、裁判官が自分の意見を押しつけてはいけなく、本来の意見を言うときに消極的になってもいけない。その辺りのバランスをどんなふうと感じられたか。

本日は、以上3点を御議論いただきたい。

(中山委員長)

- 最初のイメージと結果の検証ができていないので、これまで使った記録を利用して、再びやってみるのもいいと思うが、事前準備の時間はもう少し欲

しい。

(山崎弁護士)

- 模擬裁判の自己目的化ではなく、今後、裁判員制度が発足したときの問題点を抽出し、吟味をするという意味では、同じ題材を使えばいろいろ検証しやすいと思う。(小林委員)
- 3回までの模擬裁判を見てきて、裁判所や検察官側の努力は感じたが、弁護人側の努力は余り感じられなかった。それは、反省会のようなものができにくいためとも思われるが、題材を同じにすれば弁護人側も努力され、変わってくるかもしれないと思う。(菅生委員)
- 仮に私がそういう立場だったら、同じ事件をやるのはおもしろくないと思うし、前の人のやったことを意識してしまうと思う。(米窪委員)
- 裁判所や検察庁は組織であるから、ノウハウを蓄積していく仕組みを既に持っているが、弁護人側は個人でやっているのだから、構造的な問題があると思う。(小林委員)
- 確かに弁護士会としても、そのような問題は感じている。裁判所や検察庁の体制と異なり、弁護士会は「長」のかけ声で動くという団体ではない。二、三日の集中審理となると、他の事件を並行してやるのが困難になるが、地方は個人事務所や少人数でやっているところも多いため、どう対応していくかが問題である。研修も必要だと思われるし、その辺は課題として受け止めている。(竹内弁護士会長)
- 裁判員の選び方についてはどう考えるか。(中山委員長)
- もし、同じ題材を使うのであれば、公募による裁判員を使ってみてはどうか。裁判員の選び方が変われば、説明の仕方や裁判員の感想も変わると思う。一方、新しい題材でできるときには、戦略的観点から裁判員を選ぶというように、題材により裁判員の選び方を選択するのも一つの考え方だと思う。(米田委員)
- 実施までの間に模擬裁判の完成度を高めることが必要と思われるため、前

の題材を使うのは大変良いことだと思う。

裁判員の選び方は、米田先生がおっしゃるようにケースバイケースで良いと思う。 (宮下委員)

- 一般公募も必要だと思うが、裁判員制度がスタートしたときに選ばれる裁判員と比較すると、やはり手を挙げた人ばかりに偏ってしまうと思う。戦略的にやるのなら、やりたくない人も含めて選ぶ実験をしなければならないと思う。今までは座っていることに余り抵抗がない人を選んでいるが、それだけではサンプルとして適当ではないと思われる。 (小林委員)

- 目的をその時々で明示して、意識して模擬裁判をすることが必要だと思う。もう既に3回積み重ねてきたので、目標を持って、それに対する結果を検証していただくとよりよいと思う。

実際には裁判員はランダムサンプリングで選ばれるということだが、今までの裁判員役は一般よりも相当上のランクの方々だと思う。いろいろな階層の人に引き受けてもらう必要があるが、個人情報の問題もあり、ランダムに選ぶのが難しいと思うので、なるべくいろいろな階層にお願いして模擬裁判を行うことが重要であると思う。 (松岡委員)

- 模擬裁判の一番の目標は、法曹三者が分かりやすい審理をできるかどうかということであるが、その後の効果として、裁判員役の方々が自身の体験を広報してくれることも期待できるのではないかと考えている。

いずれにしても、いずれかの時期には公募していかなければならないと思うし、マスコミも新規性を打ち出さないと広報してくれない。法曹三者も努力しているが、戦略不足であるので、その中でも最大限の効果を発揮するにはどうしたら良いかを考えていかなければならないと思っている。

裁判官の評議の仕方はいかがか。 (中山委員長)

- 評議の進め方は難しい問題だが、3回やってきて長足の進歩があったと思う。3回目は論点に沿って自由に討議をして、落ち着くべきところに落ち着

くかなと、安心して見ることができた。1回目は、裁判官に力が入りすぎて主導的に進めすぎていたし、2回目は遠慮しすぎていたが、3回目はかなり良くなった。裁判官も裁判員と一緒に自由に意見を言ってもらって構わないが、声を大きくして、また、更にたくさん発言するのは避けるべきだと思う。

評議の仕方について、「この争点について、検察官はこう述べており、弁護人はこう主張している、ところで、検察官は弁護人の主張を超える立証をしているでしょうか。」というように当事者主義的な聞き方をすると、裁判員の負担の軽減もできるし、裁判員も押しつけに感じないと思う。

(武田委員)

- 立場の違う法曹三者が一つの目的を設定して模擬裁判を行うのは、非常に困難であるが、一番の目的は未知の部分である評議の仕方だと思う。評議はジャッジである以上、双方の主張のぶつかり合いを提示して、判断してもらおうというプロセスだと思うので、それを進めていけば、検察庁もどういう姿勢で立証すればいいのか反省できると思う。目的のウェートは 評議の仕方においてもよいのではないかと思う。

(室井委員)

- 1回目は半分くらいしか見られず、2回目は全部見られたが、3回目は2日目を見られなかった。評議自体は余り見ていないが、2回目の評議を見た限りでは、裁判官が謙抑的に、整理と議事の進行に徹して、問題点をある程度指摘し、裁判員にできるだけ自由に言わせていた。一般の経験の豊富な方々の良識を信頼して、本来の裁判員制度の趣旨を体現していたと感じた。

裁判官は、押しつけになってもいけないし、遠慮しすぎてもいけないと思うが、できるだけ裁判員の良識、常識を信じて、それを十分引き出すよう謙抑的であってほしいと思う。

裁判員の選び方については、実際の裁判になると、いろいろな人が裁判員となるので、そういうときにどういうことが起きるか、早い時期に一度やってみた方がよいと思う。

(竹内弁護士会長)

- 評議では、事実認定の問題、法律構成の問題、量刑の問題があるが、事実認定の段階では裁判官は余り出ていかずに、証拠の在り方を工夫して、裁判員の自由な心証にゆだねるという方向で良いと思う。法律構成の部分が感覚的になってきた場合には、裁判官がある程度誘導しても裁判員制度の趣旨には違わないと思う。量刑については、過去のデータを裁判員と共有して行っていけばよいと思うが、例えば、死刑なのか無期懲役なのかという微妙なときには裁判員にゆだねるべきと思う。ただ、裁判官も一票を持っているので、裁判員的な部分と裁判官的な部分とを分けなければならないことも出てくるのではないかと思う。

今までの裁判員役の方は、裁判官の意見も聞きつつ、自分の考え方を持てる方々だったが、公募制とした場合、ある程度そういう人も集まるが、突飛な考えの人も出てくると思われる。また、ランダムに選ぶと、裁判官の発言に同意する人も出てきて、裁判員制度の趣旨が生かせなくなる。ある程度早い段階でそういうレベルの人との評議を経験してみて、対策を考える必要があると思う。

(米田委員)

- 評議をするに当たって、論告と弁論をもう少し反映していただければ良かったと思う。「検察官はこの証拠をこのように評価しています。弁護人はこのように評価しています。」と、双方の主張のぶつかり合いで、どちらの評価がより適切なのか判断いただくという形をとっていただくと、裁判官の立場もニュートラルな形で評議に関与していただけるのではないかと感じた。
- (恩田検事)

- 先程武田先生もおっしゃっていたと思うが、今の考え方に大賛成である。3回目の模擬裁判で別紙2が出て非常によく分かった。私は1回目の模擬裁判で裁判員をやったときに、陪席裁判官は何をやっているのだろうと思っていた。2回目になって少しずつ陪席裁判官も出てきて、3回目には陪席裁判官の力も大きく出ていたと思う。裁判所側も3回目で非常に進歩したと思っ

た。別紙2のようなものにプラスアルファで、検察官と弁護人の主張の比較をしていただけたら、もっと評議が深まったと思う。自分が体験したことだが、素人はとんでもない部分にはまってしまおうと思考がそこで止まってしまおう。2回目の裁判員もそういう人がいた。そういう際には裁判官にリードしていただくしかない。裁判員制度は、まさに裁判官の力量が問われるものだと思うし、大変期待している。陪席裁判員もその力を発揮していただきたい。

(菅生委員)

- 裁判員は事件を追うことに集中し、検察官、弁護人の主張が頭に入ってこないと思うので、リードするのではなく、両者の主張を対比してみんなの意見を言いやすくするようにやっていただきたい。

裁判員の選び方は、いろいろな人が出てくれば、起こってくる問題も多くなるのではないかと思った。

(花岡委員)

- 模擬裁判の内容を繰り返すことは賛成である。方法論的な妥当性を確認する上では、違う人で行ってみて同じ結論が出るのであればそれでよいということになるし、全く違っていれば、どこに問題があるのかが明らかになってくると思う。

評議のやり方については、議論を収束させる方向は決まっていると思われるので、ある程度枠組を示して、その中で判断してもらう方がよいと思う。

裁判員はやりたくないと思っている人がほとんどだと思うが、そういう人々からやる気を引き出せるかは熟練する中で出てくるものだと思うので、それを1回の経験でフィにするのはもったいない。法曹三者は熟練するが、裁判員はいつもゼロからのスタートで、そこで裁判官と同じ土俵で議論するのはかなり厳しいと思う。経験した人の中で、もう1度やりたい人を登録するなどの方法はないのか。

(向田委員)

- 国会でもランダムサンプリングということについては、どうなのかという議論もあったが、できるだけ広く、国民に経験してもらうことに意味がある

のではないかという結論になった。怖さがあることは否定できないが、評議の仕方によって収まるべきところに収まってくる。そういう意味では、国民にきちんと議論してもらえば、余り突飛な意見は出ないと思うので、国民を信頼してもよいのではないかと強く思い始めている。 (中山委員長)

○ 弁護士側が非力というのは、裁判所や検察庁との危機意識の違い、又はあきらめ度の違いだと思う。真実がどうあれ、裁判員に有罪と言われたらあきらめるといふふうに考えざるを得ないのではないかと思う。考えが途中で変わればいいが、有罪のものが無罪となるのは困るという考えが非常に強くなっていった場合、実際の評議の時に、裁判官の感覚からしてとんでもない方向に議論が流れたときに、裁判官が自分の思う方向へ向けようとするのが起こり得るのではないかと思う。 (土屋委員)

○ あきらめの部分を見せると被害者が怒り、裁判員制度が成り立たなくなってしまう。収めるべきところに収めるように法曹三者が透徹した目で進めていかなければいけないが、押しつけやリードがあると具合が悪い。きちんと証拠を見せ、両当事者の意見を示して収まる場所に収まらなければ、国民から裁判員制度を否定される。

実際の評議で裁判官が自分の思う方向に誘導するということについては、実際にはあり得ないし、ないからこそ今評議を公開している。

(中山委員長)

○ 裁判員制度は刑務所の充実に繋がればいいと思っている。それができなければ裁判員制度が消えてしまうのではないかと思う。裁判員制度が刑務所における再教育を充実させることに繋がっていかなければ意味がないと思う。

(菅生委員)

(7) 裁判員制度広報活動報告 (総務課長) [別紙2のとおり]

5 次回期日

未定

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項